

**(観光立県の実現のための基盤整備等)**

**第11条** 県は、道路、鉄道、港湾その他の観光の基盤となる交通施設（以下「交通施設」という。）及び宿泊施設、来訪者との交流のための施設、案内施設その他の観光づくり地域活動に資する施設（以下「観光関連施設」という。）の整備並びに観光に関する情報の提供等に関する機能の充実に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、地域の生活環境、自然環境及び景観の維持並びにこれらとの調和に配慮しなければならない。

**【説明】**

観光立県の実現に向けて、多様な主体による観光づくり地域活動を支え、かつ効果的に進めるとともに、来訪者の利便性を向上させるためには、基盤となる施設の整備が必要です。

そこで、県は、道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備充実、宿泊施設をはじめとする観光関連施設（現に観光資源となっているもの、また将来観光資源となり得るものを含む）の整備及び関連情報提供機能の充実等に必要な施策を講じようとするものです。